

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和20年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和54年4月30日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。同社に昭和43年4月1日に入社してから、平成20年8月31日に退職するまでの期間において、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が提出した申立人に係る「社員台帳」により、申立人がA社に継続して勤務し（A社C事業所から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立事業所の回答、及び申立人の改製原戸籍の附票にE県F市からG県H町（現在は、I市）への転居日が昭和54年4月30日と記載されていることから判断すると、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年3月のA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、B社は、「人事異動の際に、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、昭和54年5月1日とすべきところ、誤って同年4月30日として届け出たものと思われる。」と回答している上、当該事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和54年4月30日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 10 月まで

私は、A 市 B 区に住んでいた頃、団体職員から勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市 B 区に住んでいた頃に、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の平成 3 年 11 月頃に C 市 D 区において払い出されており、A 市 B 区を管轄する E 社会保険事務所（当時）において、申立期間当時に申立人に対して記号番号が払い出された事跡は見当たらない上、前述の同年 11 月頃以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、F 年金事務所が保管する国民年金保険料領収済通知書によると、申立期間直後の平成元年 11 月から 3 年 3 月までの保険料が、同年 12 月 18 日に G 郵便局で、この時点において最大限遡って一括して納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料は、当該納付時点では時効により納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の国民年金の加入手続や保険料の納付状況を具体的に聴取することができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4456（事案 1280 及び 2079 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 50 年 11 月から 60 年 2 月末まで A 社に継続して勤務していた。
申立期間は、最初、A 社の B 店で勤務し、C 店のオープン後は同店で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったものの、記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間当時における A 社の D 部門の部長の名前を思い出したことから、再度申し立てるので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 50 年 11 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、53 年 9 月 1 日に同資格を喪失しており、当該被保険者資格喪失届が同年 9 月 4 日に提出されたことを示す記載があり、雇用保険の被保険者記録と一致すること、ii) 同年 9 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を喪失した後、離職票が交付されたこと、及び失業給付の受給記録が確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 26 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立期間当時申立人が継続して勤務していたことが確認できる同僚の名前を新たに思い出したとして再度申立てを行っているが、申立人は、初回の申立時においても当該同僚の名前を挙げており、当該同僚が勤務していたとする別の事業所に係る健康保険厚生年金被保険者名簿により、当該同僚は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月までの期間において同事業所における

厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 5 月 13 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時における A 社の D 部門の部長の名前を思い出したとして再度申立てを行っていることから、当該元部長及び元部長が名前を挙げた同僚一人に照会したところ、当該二人のいずれからも申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことなどを確認できる供述を得ることはできない。

また、前述の元部長の供述により所在が判明した申立事業所の元事業主に照会を行ったところ、元事業主は、当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 11 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

私が、A社に勤務していた申立期間において、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を上回る保険料額が給与から控除されていることが分かったので、給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

申立期間のうち、平成 20 年 11 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額は 17 万円であるところ、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書により、事業主が誤って標準報酬月額 20 万円に相当する厚生年金保険料を控除していたと認められるものの、同明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、当該期間の全てについてオンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも低額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に

については、前述の給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（18万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（17万円）よりも高額であるものの、事業主が控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額（17万円）は、前述のオンライン記録の標準報酬月額（17万円）と同額であることが確認できる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額の記録については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 21 日から 48 年 7 月頃まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。
申立期間においてA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の男子寮前等で撮影したとする写真及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間直前の期間において、申立人には、申立事業所と同一所在地で同一事業主が経営していたB社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の備考欄には、申立人が昭和47年6月21日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、社会保険事務所（当時）に健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の記載が確認できる上、雇用保険の被保険者記録における申立人の離職日も同年6月20日となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。